



2026 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 **SMC株式会社**
代表者名 代表取締役社長 高田 芳 樹
(コード: 6273 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション
室 長 加藤 昭 範
disclosure.jp@smc.com

取締役に対する業績連動報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、指名・報酬委員会及び取締役会において、2026 年 6 月 26 日開催予定の第 67 期定時株主総会(以下「本株主総会」という。)において、監査等委員会設置会社に移行するための定款の一部変更が承認されることを条件として、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、特に記載のない限り同じ。)に対する業績連動報酬制度を改定すること(改定後の制度を以下「本制度」という。)を決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

【現行の業績連動報酬制度】

現行の取締役(社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)に対する業績連動賞与(確定額金銭報酬)の制度は、2022 年 5 月 13 日開催の取締役会において、年額 9 億円以内とする取締役の金銭報酬の総額の範囲内で支給するものと定められ、現在に至っています。

業績指標としては、対前事業年度比売上高成長率を採用しています。

【制度改定の趣旨】

本制度は、社外取締役 2 名及び代表取締役 1 名で構成し社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会において決定したものであり、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、取締役が株価上昇のメリット及び株価下落のリスクを株主の皆様と共有する度合いを高めることで、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大へのコミットメントを強化するという目的に照らしても、必要かつ合理的で、相当な内容であると判断しています。

【本制度に係る報酬等の額及び内容等】

(1) 本制度の概要

改定後の取締役に対する業績連動報酬は、金銭賞与、株式報酬、ストック・オプションから構成されます。

各事業年度の終了後、指名・報酬委員会の答申に基づき取締役会があらかじめ定めた算定式により、業績指標(連結営業利益)の金額に、業績目標(連結ベースの売上高営業利益率)の達成度及び役位に応じた係数を乗じた金額を、各取締役に対する業績連動報酬の総額として算定します。この総額は、基本報酬とは別枠で、上限を年額 50 億円とします。

各取締役につき定められた業績連動報酬の総額を、下表に示す比率で金銭賞与、株式報酬、ストック・オプションに配分します。ただし、株式報酬として取締役全員に交付する株式の総数は年間 50,000 株、ストック・オプションとして取締役全員に付与される新株予約権の総数は年間 1,500 個(150,000 株相当)を上限とし、これを超える分の金額は、金銭賞与に上乗せして支給するものとします。

なお、配分比率は、指名・報酬委員会での審議を経た取締役会の決議により変更することがあります。

金銭賞与	株式報酬	ストック・オプション
40%	40%	20%

(2) 金銭賞与

各取締役に対し、業績連動報酬としての金銭賞与として、上記(1)に基づき各取締役につき定められた業績連動報酬の総額に金銭賞与に係る配分比率を乗じた金額を支給します。かかる金銭賞与の報酬枠は、基本報酬とは別枠で設定します。

(3) 株式報酬(株式給付信託)

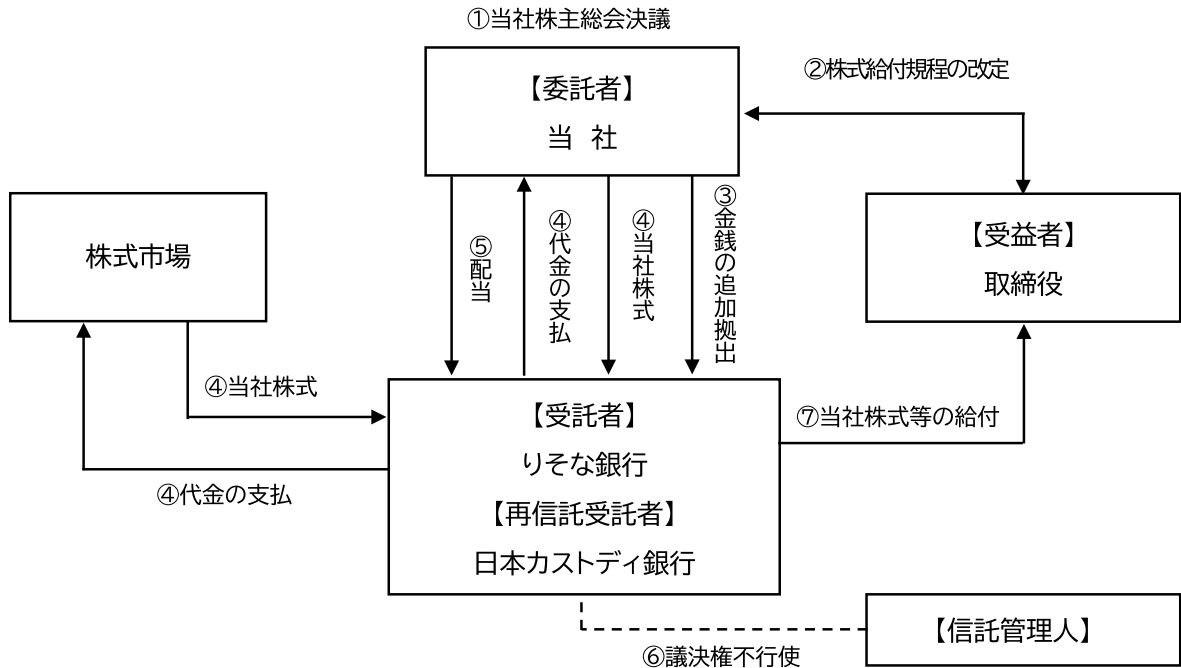
1. 概要

各取締役に対し、株式報酬として、業績連動報酬のうち株式報酬として配分された金額に相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を給付するものです。

当社が資金を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、指名・報酬委員会での審議を経て取締役会において定める「株式給付規程」に基づいて、各取締役に付与するポイントに相当する当社株式等を、本信託を通じて、各対象取締役に給付します。

なお取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時とします。

<本信託の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、取締役に対する新たな業績連動報酬制度導入の承認決議を得ます。
- ② 当社は、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る「株式給付規程」を定めます。
- ③ 当社は、上記①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された資金を原資として、当社株式を株式市場又は当社(自己株式の処分)から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、対象取締役に対して、業績目標の達成度及び役位に応じて、事業年度ごとにポイントが付与され、退任等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

2. 対象期間

2027年3月末日をもって終了する事業年度から2029年3月末日をもって終了する事業年度までの3事業年度及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度(取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間)ごとの期間とします。

3. 信託期間

2020年8月11日から本信託が終了するまで(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するもの)とします。なお本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

4. 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

当社は、取締役に対して当社株式等を給付するための当社株式の取得資金として、対象期間ごとに、60億円を上限とする金銭を本信託に拠出します(※)。

なお当社は、対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上記の上限額となる範囲内で当社株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

ただし、係る追加拠出を行おうとする対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式(当該対象期間の前までの各対象期間において取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除く。)及び金銭(以下、あわせて「残存株式等」という。)があるときは、当該残存株式等の額(残存株式については当該対象期間の開始日の前日における時価)と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内とします。

(※)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

5. 取締役に付与する当社株式の算定方法及び上限

取締役に、前記(1)に基づき各取締役に株式報酬として配分された金額を、各事業年度末日の翌々月の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)で除した数のポイントが付与され(100ポイント未満切捨て)、付与されたポイントは、取締役に對する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。切り捨てられたポイントに相当する金銭は、金銭賞与の金額に追加して支払われます。

また、当社株式について株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

対象期間中に取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度あたり合計50,000ポイント(対象期間である3事業年度については合計150,000ポイント)を上限とします。

6. 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記4.により当社から拠出された株式取得資金を原資として、対象期間ごとに、150,000株の範囲内で株式市場からの買付又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行います。取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて

決定し、開示します。

7. 取締役に対する当社株式等の給付

取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、受益者確定手続を経て、付与されたポイントに応じた数の当社株式を当該取締役に給付します。ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役が死亡した場合には、全てを当社株式の時価相当額の金銭で給付します。なお、金銭の給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

8. 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

9. 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当します。

10. 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の付与ポイントに応じて、按分して給付することを予定しています。

11. マルス／クローバック条項

本制度の対象者が解任された場合又は在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合、当該対象者は、当社株式等の給付を受ける権利を取得しないものとします。

また、本制度による当社株式等の給付が行われた後に、ポイント付与の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は当該対象者に一定の非違行為があったことが判明した場合、当該対象者は、本来給付されるべき範囲を超えて給付された当社株式等を、当社に返還する義務を負うものとします。

12. その他の本制度の内容

その他の本制度の内容は、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において定めます。

(4) ストック・オプション

1. 概要

各取締役に対し、業績連動報酬のうちストック・オプションとして配分された金額に応じた個数の新株予約権を付与するものです。

当該新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)は、各事業年度末日の翌々月の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)と同額とします。

当社は、このような制度設計により、取締役が、株価上昇のメリット及び株価下落のリスクを株主の皆様と共有する度合いを一層高め、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることができると考えています。

2. 新株予約権の個数の算定方法

各取締役には、各事業年度に関して、業績連動報酬のうちストック・オプションとして配分された金額を、下記「3. 新株予約権の概要」に定める新株予約権の払込金額で除した数(1個未満切捨て)の新株予約権が付与されます。なお、切り捨てられた数の新株予約権に相当する金銭は、金銭賞与の金額に追加して支払われます。

各事業年度において取締役全員に付与される新株予約権の総数は年間1,500個(150,000株相当)を上限とし、これを超える分の金額は、金銭賞与に上乗せして支給するものとします。

なお当社は、業績連動報酬の決定直後の定時株主総会において退任する取締役に対して、業績連動報酬のうちストック・オプションとして配分された金額については、新株予約権に代えて金銭で支給することを、取締役会決議によって定めるものとします。

3. 新株予約権の概要

以下のとおりとします。

a. 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の個数は、1,500個(150,000株相当)を上限とする。

b. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

以上の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

c. 新株予約権の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・シヨールズ・モデル等の公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

d. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際する出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、各事業年度末日の翌々月の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)と同額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

e. 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 10 年以内で当社の取締役会にて定める期間とする。

f. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

g. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会による承認決議を要する。

h. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記 e. の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日(ただし、再任される場合を除く。)の翌日から 10 日(10 日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権のその他の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

i. 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記 h. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

j. マルス/クローバック条項

新株予約権の個数の算定の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合、当該対象者は、

新株予約権の付与を受ける権利を取得しないものとする。

また、新株予約権の付与が行われた後に、付与の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は当該対象者に一定の非違行為があったことが判明した場合、当該対象者は、新株予約権、新株予約権の行使によって取得した株式又は新株予約権の行使によって得た経済的利益に相当する金銭を、当社に返還する義務を負うものとする。

k. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 b. に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 d. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(オ) 新株予約権を行使することができる期間

上記 e. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から e. に定める行使期間の末日までとする。

(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 f. に準じて決定する。

(キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

(ク) その他新株予約権の行使の条件

上記 h. に準じて決定する。

(ケ) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 i. 及び j. に準じて決定する。

(コ) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

1. 新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の事項については、取締役会の決議により定める。

以 上